

31 平成14年産米の銘柄区分

○政府米銘柄区分への当てはめ基準

基準の基本的考え方

- 1 政府米の銘柄区分への当てはめについては、自主流通米の市場評価を最大限に取り入れることを基本に、備蓄の円滑な運営の観点に立って銘柄の当てはめを行う。
- 2 計画流通米の平均出回り数量が1,000トン未満の銘柄については、原則5類とする。
ただし、新規銘柄等について、県として今後の生産、販売推進計画があるものについては、知事の申し出により3類を上限として当てはめる等地域の実情に配慮する。
- 3 政府米の販売状況の良くない銘柄については、これを当てはめに反映させる。

具体的当てはめ方法

市場評価の高いものから上位区分に当てはめを行うこととし、具体的には評価価格と中心価格の割合により1～5類に区分する。(右図参照)

- ・評価価格：産地品種銘柄ごとに、自主流通米の取引価格を3ヵ年平均して求められた価格
- ・中心価格：銘柄別の評価価格を合計し、産地品種銘柄数で除して得た価格

